

# 由良町下水道事業

(公共下水道事業及び

漁業集落排水事業)

## 経営戦略

令和8年度～令和17年度

令和8年3月

由良町上下水道課

## 目 次

1.	はじめに	1
2.	事業概要	2
	（1）事業の現況	2
	（2）民間活力の活用等	5
	（3）経営比較分析表を活用した現状分析	6
3.	将来の事業環境	13
	（1）これまでの人口推計と将来予測	13
	（2）処理区域内人口の予測	14
	（3）有収水量の見通し	14
	（4）使用料収入の見通し	15
	（5）施設の現状と見通し	15
	（6）組織の見通し	16
4.	経営の基本方針	17
5.	投資・財政計画(収支計画)	19
	（1）投資・財政計画(収支計画)	19
	（2）投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	19
	（3）投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要	24
6.	経営改善に向けた取り組み	25
7.	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	27

# 1. はじめに

## (1) 経営戦略の目的

由良町(以下、本町)は、和歌山県日高郡の西北端に位置し北東には広川町に接し、南には日高町と接しています。西には紀伊水道があり四国を望み、東には白馬山脈の鹿ヶ瀬山を境界としており、東西 10.9 km、南北 6.6 km、行政面積は、30.73 km<sup>2</sup>の海と山に囲まれた風光明媚な町です。明治 22 年の町村制施行により、由良村、白崎村、衣奈村の 3 村が誕生し、その後由良村は、昭和 22 年 10 月に町制が施行され、由良町となりました。昭和 30 年 1 月 1 日に、旧由良町、白崎村と衣奈村の 3 町村が合併して現在の由良町が誕生しました。

本町の下水道事業は、公共下水道事業、漁業集落排水事業に分かれています。公共下水道事業は、平成 15 年(特定環境保全公共下水道事業は平成 10 年)に建設事業を開始し、平成 20 年 3 月 31 日に供用開始しました。令和元年 3 月 31 日には公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業が統合されました。供用開始から 17 年が経過した現在の処理区域面積は令和 6 年度末で 132ha となっております。

漁業集落排水事業は、平成 15 年 3 月 31 日に供用を開始し、平成 28 年度末に全計画地区の整備が完了しました。当初は、戸津井、三尾川、大引・神谷、衣奈、小引地区に処理場を設置していましたが、令和 6 年度末に戸津井クリーンセンターを廃止し、衣奈処理区に統合を行いました。また、令和 17 年度末には小引処理場を廃止し、衣奈処理区に統合する計画です。

今後は少子高齢化が進み、人口は年々減少していくことが予測されており、これに伴い、使用料の減少が見込まれています。一方で、更新や修繕にかかる費用の増加が見込まれます。

これらの状況に対応し、将来にわたっても安定的にサービスの提供を継続していくことが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定する必要があります。

## (2) 本経営戦略の位置づけ

本町の公共下水道事業においては平成 29 年に経営戦略を策定し、平成 31 年に改定しています。また、漁業集落排水事業においては平成 29 年 3 月に経営戦略を策定しています。

その後、新型コロナウイルスの蔓延による生活スタイルの変化、物価高騰をはじめとする社会情勢の変化、人口減少など、経営環境の変化により経営戦略の見直しが必要となったことから、「由良町下水道事業経営戦略」を改定いたします。

なお、本経営戦略の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、今後の経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを行います。

また、本検討の収支計画は、令和6年度以前は決算書、令和7年度は令和6年度実績から推定、令和8年度以降については今後考えられる投資計画を加味して策定しています。

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

	公共下水道事業	漁業集落排水事業
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成19年度 (供用開始後17年)	平成14年度 (供用開始後22年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用 (令和5年度から)	一部適用 (令和5年度から)
処理区域内人口密度	27.4人/ha (令和6年度値)	18.6人/ha (令和6年度値)
流域下水道等への 接続の有無	無し	無し
処理区数	1(由良地区)	4(三尾川、大引・神谷、 戸津井・衣奈、小引地区)
処理場数	1 (由良クリーンセンター)	4 (三尾川、 大引・神谷、衣奈、 小引クリーンセンター)
広域化・共同化・最適化 <sup>*1</sup> 実施状況	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(令和7年3月現在)

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

本町の下水道使用料の料金体系は、平成 30 年 5 月に改定しています。従前の料金体系は使用人数により料金が決まる「人数制料金」でしたが、現在は使用水量に基づき決定する「従量制料金」を採用しています。

### ➤ 現在の料金体系（平成 30 年 5 月分から）

基本料金		超過料金	
基本水量	金額（月額）	超過水量	超過料金 （1 m <sup>3</sup> につき）
10 m <sup>3</sup> まで	2,200 円	11 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup> まで	100 円
		51 m <sup>3</sup> 以上	120 円

（消費税抜）

### ➤ 条例上の使用料及び実質的な使用料

条例上の 使用料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり)	令和 4 年度	実質的な 使用料 *3 (20m <sup>3</sup> あたり)	(法適用前)	
	3,520 円		令和 5 年度	3,720 円
	3,520 円		令和 6 年度	3,700 円

（消費税込）

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)をいう。

### ③ 組織

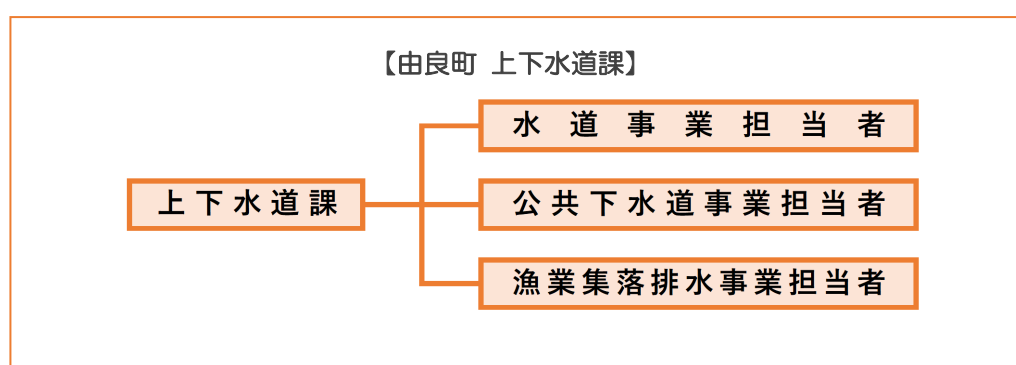
本町の上下水道事業は上下水道課が担当しています。

上下水道課は 7 名で組織され、水道事業担当者 4 名(うち、管理職 1 名、技術 1 名、事務 2 名)、公共下水道事業担当者 1 名(技術 1 名)、漁業集落排水事業担当者 2 名(技術 1 名、事務 1 名)を配置しています。

※下水道事業の管理職業務等は水道事業担当者の管理職が兼務

※下水道事業の料金徴収事務は水道事業事務職員が兼務

上下水道課では、上下水道施設の維持管理、下水道事業における宅内排水設備工事に係る事務及び検査業務、個別浄化槽設置・廃止に関する事務もあわせて行っています。



### ④ これまでの主な経営健全化の取組

「公共下水道事業」における、前回の経営戦略策定時(平成 30 年度)以降の経営健全化の取組は以下のとおりです。

維持管理費の削減	畑・中地区特定環境保全公共下水道事業を由良地区公共下水道事業に統合し、処理場 1 か所を廃止(平成 30 年度)
地方公営企業法の一部適用(財務適用)	(令和 5 年度より)

「漁業集落排水事業」における、前回の経営戦略策定時(平成 28 年度)以降の経営健全化の取組は以下のとおりです。

維持管理費の削減	戸津井処理区を衣奈処理区に統合し、処理場 1 か所(戸津井クリーンセンター)を令和 6 年度末に廃止
地方公営企業法の一部適用(財務適用)	(令和 5 年度より)

## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況（公共下水道事業・漁業集落排水事業共通）

民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理施設の維持管理業務等については民間業者に委託しています。
指定管理者制度	現在の民間業者への委託を継続する方針であるため、指定管理者制度は導入していません。
PPP・PFI	現在の民間業者への委託を継続する方針であるため、PPP・PFIは導入していません。

### ② 資産活用の状況（公共下水道事業・漁業集落排水事業共通）

エネルギー利用 *4 （下水熱・下水汚泥・発電等）	費用対効果が見込めないと判断し、エネルギー利用は行っていません。
土地・施設等利用 *5 （未利用土地・施設の活用等）	土地・施設等利用については、投資に見合う収益獲得の可能性が不透明なことから行っていません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く。）。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省では、公営企業の経営及び施設状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される「経営比較分析表」を公表しています。

本町の下水道事業について経営指標を用いて分析した現状と課題は次のとおりです。

なお、指標については、令和5年度から地方公営企業法を適用した会計処理を行っており、法適用前後で算出方法が異なることから、令和4年度以前については算定外としています。

また、各指標において比較している類似団体は、公共下水道事業については処理区域内人口3万人未満、処理区域内人口密度25人/ha以上、供用開始後15年以上の団体で、漁業集落排水事業については供用開始後年数が15年以上の団体です。

#### ① 経営の健全性・効率性

##### ア) 経常収支比率

指標の意味	<p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。</p> <p>単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合は、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。</p>	
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和4年度	(法適用前)	(法適用前)
令和5年度	98.25% (106.87%) ( )は類似団体平均	102.69% (105.98%) ( )は類似団体平均
令和6年度	100.07% (106.45%) ( )は類似団体平均	100.27% (107.11%) ( )は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>公共、漁集共に100%を上回って黒字となっています。今後は、使用料収入の減少や物価上昇による経費の増大が予想されるため、経費削減や収入増加の取組が必要となります。</p>	

イ) 累積欠損金比率

指標の意味	<p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと。）の状況を表す指標です。 累積欠損金が発生していないことを示す 0% であることが求められます。</p>	
算定式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和 4 年度	(法適用前)	(法適用前)
令和 5 年度	0.00% (21.73%) ( ) は類似団体平均	0.00% (181.51%) ( ) は類似団体平均
令和 6 年度	0.00% (19.96%) ( ) は類似団体平均	0.00% (108.76%) ( ) は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>累積欠損金は発生していません。</p>	

ウ) 流動比率

指標の意味	<p>短期的な債務に対する支払い能力を表す指標です。 1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100% 以上であることが必要です。一般的に 100% を下回るということは、1 年以内に現金化できる資産で、1 年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p>	
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和 4 年度	(法適用前)	(法適用前)
令和 5 年度	86.43% (62.37%) ( ) は類似団体平均	96.28% (69.82%) ( ) は類似団体平均
令和 6 年度	84.36% (63.88%) ( ) は類似団体平均	83.25% (72.13%) ( ) は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>公共、漁集共に 100% を下回っており、資金不足を基準外繰入で補っている状態です。下水道事業で資金を確保できるよう、経費削減や収入増加の取組が必要となります。</p>	

工) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	<p>使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>	
算定式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和4年度	(法適用前)	(法適用前)
令和5年度	43.86% (1,042.77%) ( )は類似団体平均	575.79% (1,149.70%) ( )は類似団体平均
令和6年度	42.99% (943.46%) ( )は類似団体平均	466.06% (1,420.25%) ( )は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>類似団体平均値に比べ低い値となっています。ただし、今後は資産の老朽化に伴い、更新費用の増大が見込まれます。そのため、汚水処理費の削減や使用料収入の見直しを検討する必要があります。</p>	

才) 経費回収率

指標の意味	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。</p> <p>経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る経費が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適切な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。</p>	
算定式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和4年度	(法適用前)	(法適用前)
令和5年度	85.86% (84.48%) ( )は類似団体平均	23.10% (35.96%) ( )は類似団体平均
令和6年度	86.88% (79.22%) ( )は類似団体平均	22.65% (32.70%) ( )は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>公共、漁集共に、100%を下回っており、汚水処理費用を使用料で賄えていない状況です。安定した経営を維持するためには、100%以上となる必要があるため、汚水処理費の削減や使用料収入の見直しを検討する必要があります。</p>	

力) 汚水処理原価

指標の意味	<p>有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。</p>	
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和4年度	(法適用前)	(法適用前)
令和5年度	192.07 円/m <sup>3</sup> (187.11 円/m <sup>3</sup> ) ( ) は類似団体平均	799.42 円/m <sup>3</sup> (481.96 円/m <sup>3</sup> ) ( ) は類似団体平均
令和6年度	188.50 円/m <sup>3</sup> (202.47 円/m <sup>3</sup> ) ( ) は類似団体平均	824.27 円/m <sup>3</sup> (536.17 円/m <sup>3</sup> ) ( ) は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>公共は整備完了に伴い接続戸数が増加した影響もあり汚水処理原価が減少しました。漁集では汚水処理費が増加傾向にある一方、有収水量は若干減少したため、汚水処理原価が上昇しています。</p>	

キ) 施設利用率

指標の意味	<p>施設・設備が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。</p>	
算定式	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和4年度	(法適用前)	(法適用前)
令和5年度	66.84% (49.28%) ( ) は類似団体平均	28.06% (26.12%) ( ) は類似団体平均
令和6年度	63.83% (50.62%) ( ) は類似団体平均	27.67% (27.81%) ( ) は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>人口減少に伴う処理水量の減少が見込まれるため、将来的に施設規模やスペック、処理方法等を検討する必要があります。</p>	

ク) 水洗化率

指標の意味	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。</p> <p>公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100% となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が 100% 未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があり使用料収入確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。ただし、新たに管渠を整備する場合、費用の増大につながるため、費用対効果を検証することが必要です。</p>	
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和 4 年度	(法適用前)	(法適用前)
令和 5 年度	64.78% (79.70%) ( ) は類似団体平均	57.83% (78.55%) ( ) は類似団体平均
令和 6 年度	65.90% (79.00%) ( ) は類似団体平均	58.24% (78.68%) ( ) は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>類似団体平均と比べやや低い値となっています。今後は多少の接続戸数の増加は見込まれますが水洗化人口は減少するため、より一層の接続率向上に向けた取組が必要となります。</p>	

② 老朽化の状況

ア) 有形固定資産減価償却率

指標の意味	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。</p>	
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和 4 年度	(法適用前)	(法適用前)
令和 5 年度	3.29% (17.05%) ( ) は類似団体平均	4.29% (28.31%) ( ) は類似団体平均
令和 6 年度	6.54% (17.62%) ( ) は類似団体平均	8.08% (23.92%) ( ) は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>老朽化資産の割合は数値上低く見えますが、公共・漁集共に供用開始からの経過年数が 20 年前後であるため、今後は資産の老朽化に伴い、更新費用の増大が見込まれます。そのため、汚水処理費の削減や使用料収入の見直しを検討する必要があります。</p>	

イ) 管渠老朽化率

指標の意味	<p>法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度を示しています。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。</p>	
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和4年度	(法適用前)	(法適用前)
令和5年度	0.00% (0.22%) ( )は類似団体平均	0.00% (0.00%) ( )は類似団体平均
令和6年度	0.00% (0.18%) ( )は類似団体平均	0.00% (0.00%) ( )は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>管渠については、供用開始から経過年数が浅く耐用年数は到来していません。将来的には更新・修繕費用が増加してくことが見込まれるため、計画的に調査し、必要な箇所の更新・修繕を行います。</p>	

ウ) 管渠改善率

指標の意味	<p>当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。</p>	
算定式	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	
	公共下水道事業	漁業集落排水事業
令和4年度	(法適用前)	(法適用前)
令和5年度	0.00% (0.58%) ( )は類似団体平均	0.00% (0.00%) ( )は類似団体平均
令和6年度	0.00% (0.09%) ( )は類似団体平均	4.55% (0.00%) ( )は類似団体平均
分析コメント・評価	<p>供用開始から経過年数が浅く、更新対象となる管渠はありません。将来的には管渠の更新・修繕費用が増加してくことが見込まれるため、計画的に調査し、必要な箇所の更新・修繕を行います。</p>	

### ③ 経営指標分析の全体総括

公共、漁集共に、一般会計からの繰入金に依存した収益構造となっており、公営企業として独立採算による運営が行えていない状況です。今後は、人口減少による使用料収入の減少や物価上昇による経費の増加が見込まれるため、適正な料金水準の設定や経費削減などの経営改革を検討する必要があります。

さらに、処理施設や管渠等の膨大なストックが耐用年数を迎え、老朽化していくため、ストックマネジメント計画に基づき効率的な修繕・更新を行うことにより所期の機能を継続的に確保し、更新時には適切なスペック、施設規模を検討することで汚水処理にかかる費用を削減していく必要があります。

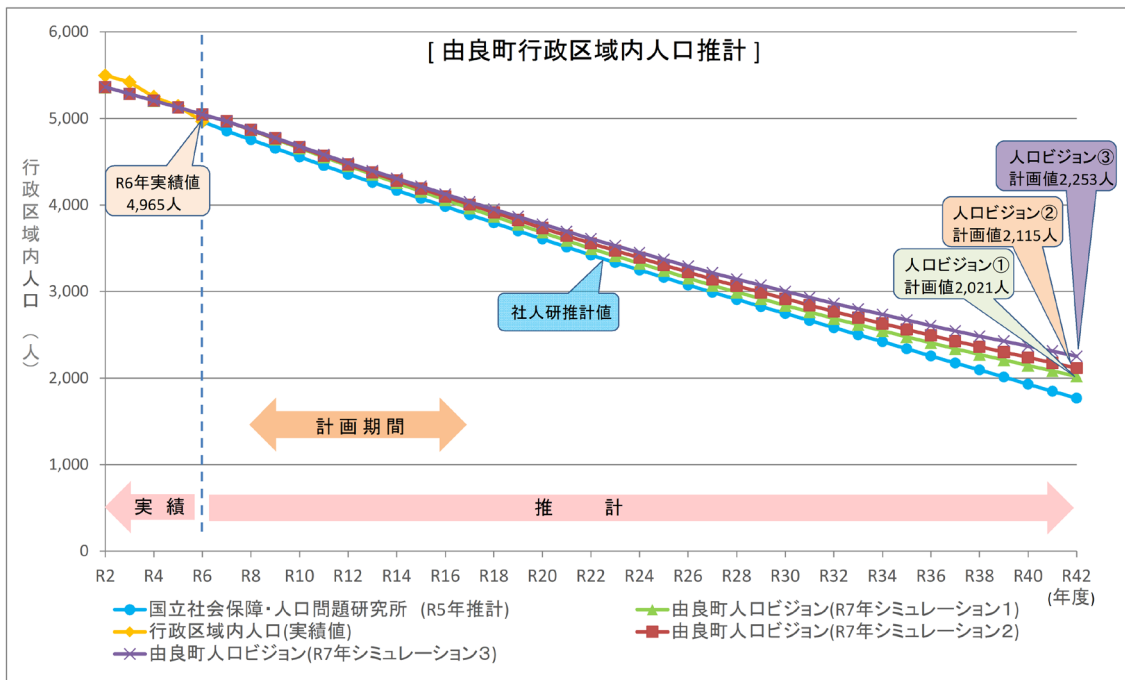
### 3. 将来の事業環境

#### (1) これまでの人口推計と将来予測

国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)のデータでは、日本の総人口は平成 22 年(2010 年)の1億 2,806 万人をピークに減少し続けており、令和 2 年(2020 年)の 1 億 2,615 万人を経て、令和 38 年(2056 年)には1億人を割って 9,965 万人となり、令和 52 年(2070 年)には 8,700 万人になるものと推計されています。

本町においても人口減少が続いており、平成 27 年の 6,254 人から令和 6 年には 4,965 人となり、10年で約 1,300 人減少しています。今後も引き続き人口減少が予測されており、令和 40 年度には 2,000 人を切る予測です。

人口減少は下水道の使用水量と密接な関係があるため、今後の下水道事業の運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

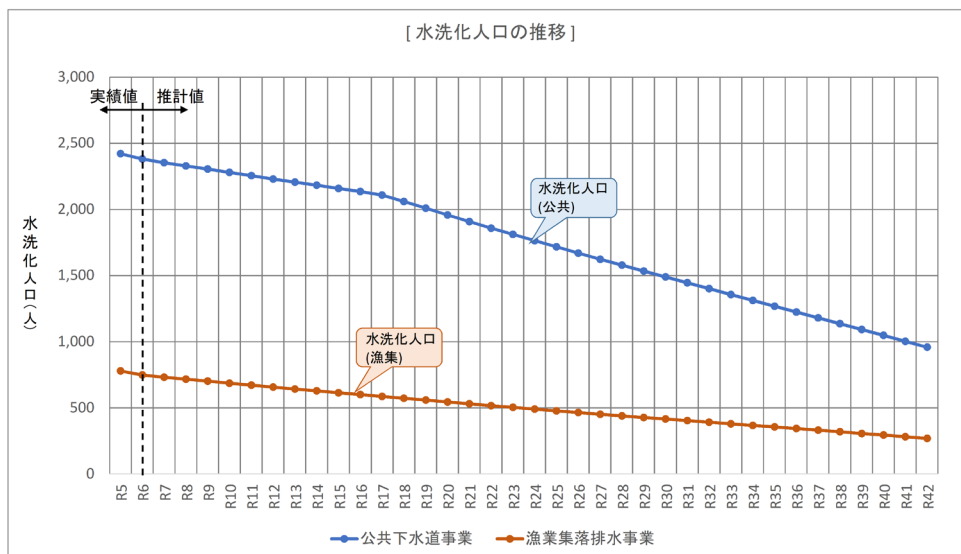


## (2) 水洗化人口の予測

公共下水道事業においては、計画区域の整備が令和5年度に完了したため、接続戸数は今後10年程度の間は微増すると仮定しました。

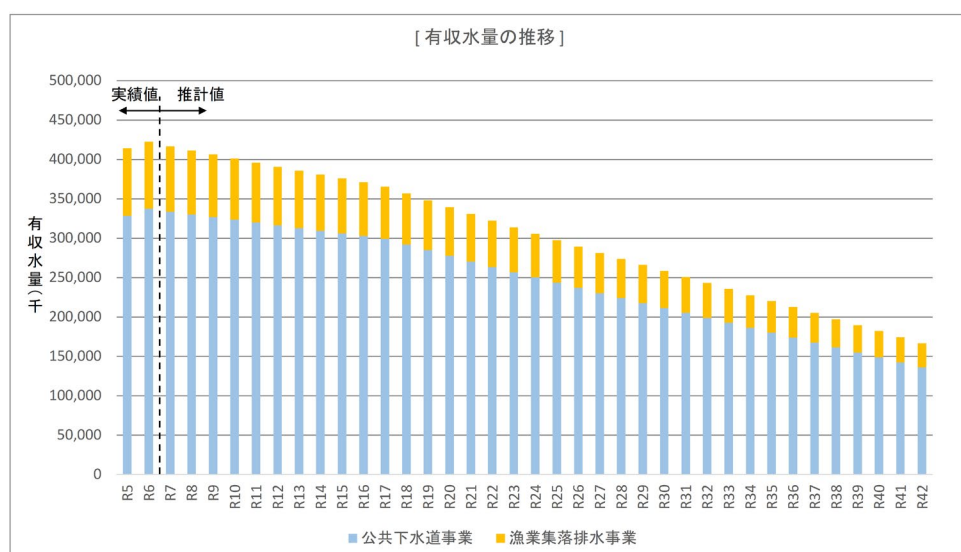
漁業集落排水事業においては、直近の実績からも接続戸数はほぼ一定であるため、将来についても接続戸数は一定と仮定しました。

ただし、公共、漁集共に町内の人口減少に伴い一戸当たりの人口が減少するため、処理区域内の水洗化人口は減少の見通しです。



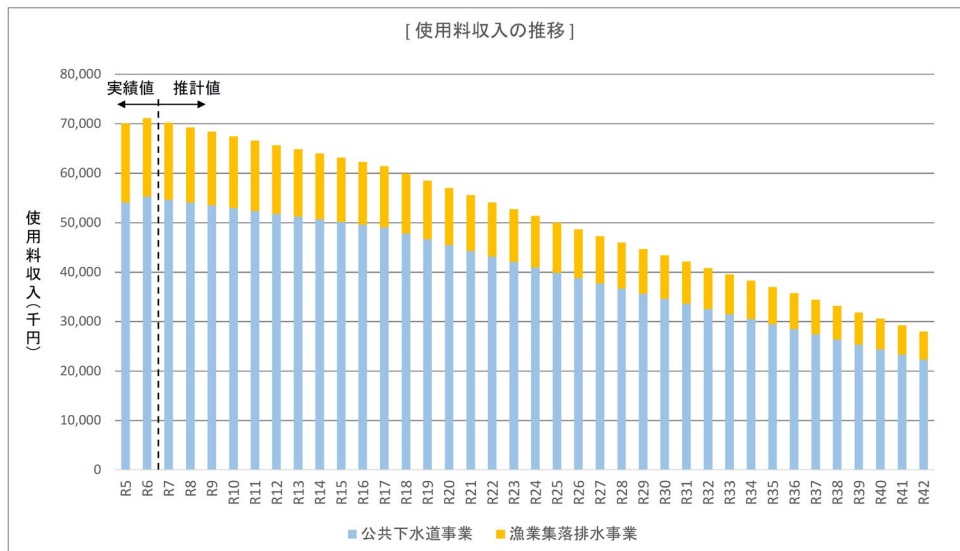
## (3) 有収水量の見通し

公共下水道事業、漁業集落排水事業共に、水洗化人口減少に伴い有収水量は減少していく見通しとなります。



## (4) 使用料収入の見通し

有収水量推計を基に今後の使用料の予測を行いました。使用料収入については、有収水量減少に伴い減少する見通しです。



## (5) 施設の現状と見通し

### ① 処理施設

公共下水道事業の処理施設は「由良クリーンセンター」1か所であり、平成20年の供用開始から17年経過しています。また、令和7年度以降は令和6年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、リスク評価や、長期的な改築需要の見通し等を踏まえ、優先順位の高いものから修繕・改築を実施していきます。

漁業集落排水事業には、「三尾川クリーンセンター」、「大引・神谷クリーンセンター」、「衣奈クリーンセンター」、「小引クリーンセンター」の4箇所の処理施設が稼働しています。令和2年度に策定した「機能診断及び機能保全計画」に基づき、効率的な機能保全対策として令和6年度末に「戸津井クリーンセンター」を廃止し、現在の施設状況となっています。今後は、令和17年度に「小引処理区」を「衣奈処理区」に統合し、「小引クリーンセンター」を廃止する予定です。

(ア) 公共下水道事業

施設名称	排除方式	現有能力	供用開始年月	経過年数
由良クリーンセンター	分流式	1,330m <sup>3</sup> /日	平成 20 年 3 月	17 年

(イ) 漁業集落排水事業

施設名称	現有能力	供用開始年月	経過年数
三尾川クリーンセンター	78.3m <sup>3</sup> /日	平成 19 年 3 月	18 年
大引・神谷クリーンセンター	308.0m <sup>3</sup> /日	平成 22 年 3 月	15 年
衣奈クリーンセンター	260.0m <sup>3</sup> /日	平成 26 年 10 月	11 年
小引クリーンセンター	44.1m <sup>3</sup> /日	平成 29 年 3 月	8 年

② ポンプ施設

公共下水道事業のポンプ施設は 49 箇所であり、平成 20 年の供用開始から 17 年経過しています

現状の漁業集落排水事業には、「三尾川処理区 6 箇所」、「大引・神谷処理区 8 箇所」、「戸津井・衣奈処理区 3 箇所」の 17 箇所のポンプ施設が稼働しています。

③ 管路施設

管路施設は公共下水道事業 54.3km、漁業集落排水事業 22.93km (三尾川 2.28km、大引・神谷 9.97km、戸津井・衣奈 9.63km、小引 1.05km) で総延長 77.23km となっています。

令和 17 年度には、小引地区を衣奈地区へ統合するために連絡管を新設する計画です。

(6) 組織の見通し

由良町上下水道課の組織は、現状から変更の予定はありません。

今後も、安定した事業運営を継続して行うために、専門知識を有する職員の確保や育成を行っていく必要があります。

## 4. 経営の基本方針

将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、経営の基本方針を策定しました。

### 基本方針

「生活環境向上・公共用水域の保全」を目指すとともに、安心して安定的なサービスを将来に継承していきます。

#### ➤ 生活環境の向上に努めます。

下水道施設は、住民が健康で快適な文化的生活を営む上で不可欠な施設です。

住民の生活環境の向上のため、設備ごとの耐用年数を基に定期点検・交換・清掃を実施するなど予防保全の考え方を取り入れることで、故障などのトラブル低減に努めます。

#### ➤ 公共用水域の保全に努めます。

下水道は、公共用水域(川・湖沼・海域)の水質を保全し、自然環境を守る重要な施設です。資源としての漁場を保全するためにも、ストックマネジメント計画や機能保全計に基づいた保守・更新を実施し、適正に汚水処理できるよう安定した運転や水洗化率の向上に努めます。具体的な水洗化率目標値は下記のとおりです。

事業名	指標	現状 (R6年度)	前期目標 (R12年度)	後期目標 (R17年度)
公共下水道事業	水洗化率	65.86%	70%	73%
漁業集落排水事業		58.24%	60%	62%

#### ➤ 安定的なサービスを将来に継承していきます。

下水道は、供用開始した時点から機能を維持・向上させていかなければならない重要な施設です。安定的なサービスを継承していくためには、将来を見据えた持続可能な経営を行うことが必要です。

今後は、施設の更新時期が集中することが予想されるため、施設のライフサイクル管理を徹底し、日常変化や大規模リスク等に柔軟対応できるよう、計画的・段階的な更新を検討していきます。

➤ **健全な財政運営をめざします。**

現状では下水道事業の運営によって得られる使用料収入よりも、事業の維持管理にかかる支出の方が多く、下水道事業の財政は一般会計からの繰入れによって補われ、維持されている状況です。

健全な財政運営が行えるよう、使用料改定に向けた検討委員会を令和 11 年度・令和 16 年度に設置し、適切な使用料金について検討を行います。また、コストの見直しによって、更なる費用削減に努め、経常収支比率 100%以上の維持や経費回収率の向上も図ります。具体的な経費回収率の目標値は下記のとおりです。

事業名	指標	現状 (R6 年度)	前期目標 (R12 年度)	後期目標 (R17 年度)
公共下水道事業	経費回収率	76.68%	88%	90%
漁業集落排水事業		21.13%	26%	30%
公共下水道事業	経常収支比率	100.10%	100%	100%
漁業集落排水事業		100.27%	100%	100%

## 5. 投資・財政計画（収支計画）

### （１）事業の現投資・財政計画（収支計画）

収支計画は、別紙のとおりです。

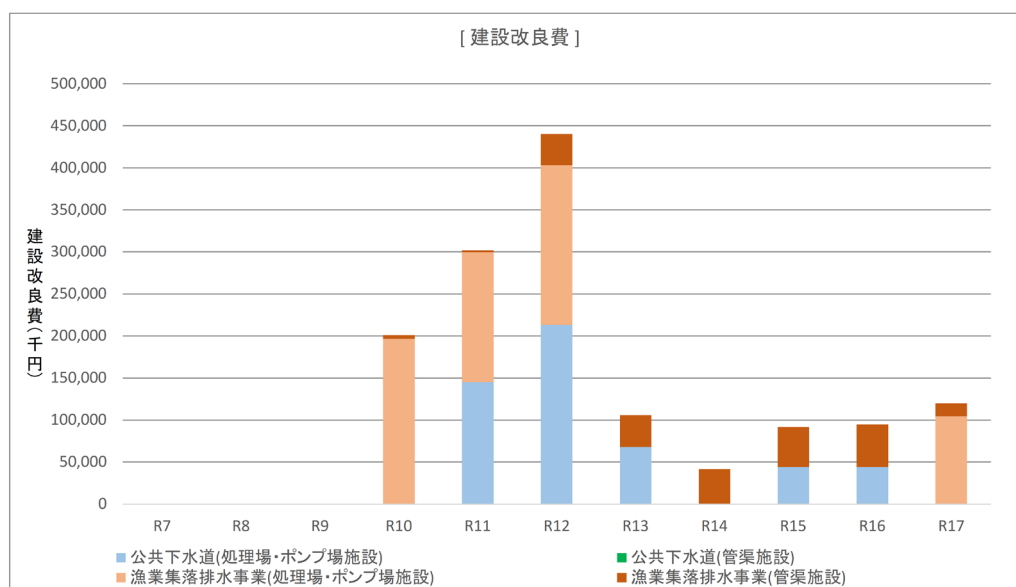
### （２）投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

公共下水道事業においては、計画区域の整備が令和 5 年度に完了しており、今後は令和 6 年度に策定したストックマネジメント計画に基づいた修繕・改築を実施していきます。

漁業集落排水事業については、令和 2 年度に策定した「漁業集落排水処理施設機能診断調査及び機能保全計画」に基づいた修繕・改築を実施していきます。

計画期間内においては、令和 17 年に「小引処理場」を廃止し、衣奈処理区へ統合予定です。統合の際に必要なマンホールポンプや配管整備を見込んでいます。



(単位：千円、税込)

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建設改良費	0	0	0	200,848	301,680	440,490

項目	R13	R14	R15	R16	R17	合計
建設改良費	105,673	41,586	91,692	94,685	119,696	1,396,350

② 収支計画のうち財源についての説明

(ア) 使用料収入

使用料収入の見通しについては「3.将来の事業環境（4）使用料収入の見通し」に記載のとおりです。

(イ) 投資財源

上記の更新投資に対しては、以下の財源を見込んでいます。

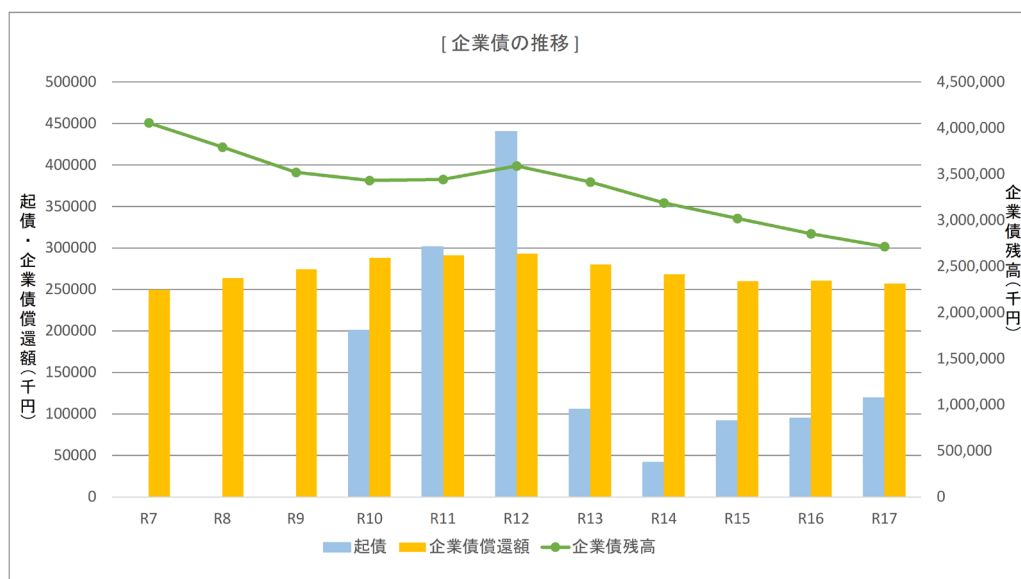
(単位：千円)

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12
企業債	0	0	0	200,700	301,600	440,400
国庫補助金	0	0	0	0	0	0
内部留保資金	0	0	0	148	80	90
合計	0	0	0	200,848	301,680	440,490

項目	R13	R14	R15	R16	R17	合計
企業債	105,600	41,500	91,600	94,600	119,500	1,395,500
国庫補助金	0	0	0	0	0	0
内部留保資金	73	86	92	85	196	850
合計	105,673	41,586	91,692	94,685	119,696	1,396,350

(ウ) 企業債償還金の財源

企業債は内部留保資金により償還します。



(単位：千円)

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12
起債	0	0	0	200,700	301,600	440,400
企業債償還額	249,553	263,806	274,346	288,133	291,254	293,142
企業債残高	4,058,461	3,794,655	3,520,309	3,432,876	3,443,222	3,590,480

項目	R13	R14	R15	R16	R17	合計
起債	105,600	41,500	91,600	94,600	119,500	1,395,500
企業債償還額	280,206	268,391	260,079	260,640	257,236	2,986,786
企業債残高	3,415,874	3,188,983	3,020,504	2,854,464	2,716,728	-

(工) 一般会計繰入金

総務省の「繰出基準」に基づき、繰入額を計上しています（基準内繰入）。ただし、毎期の実質収支で赤字が発生しないよう、収支ギャップに対しては、一般会計からの繰入れを見込んでいます。

(単位：千円)

項 目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
一般会計からの繰入金	354,246	379,864	387,087	380,155	375,720	368,259	
収益的収入	基準内繰入	266,608	251,747	238,079	231,831	227,343	236,953
	基準外繰入	6,176	7,431	8,448	9,320	15,586	19,282
資本的収入	基準内繰入	0	0	0	0	0	0
	基準外繰入	81,462	120,686	140,560	139,004	132,791	112,024

項 目	R13	R14	R15	R16	R17	合 計	
一般会計からの繰入金	392,448	385,900	371,580	371,568	365,815	4,132,642	
収益的収入	基準内繰入	258,199	259,079	257,506	256,694	250,886	2,734,925
	基準外繰入	20,459	21,554	22,331	24,721	29,814	185,122
資本的収入	基準内繰入	0	0	0	0	0	69,000
	基準外繰入	113,790	105,267	91,743	90,153	85,115	1,212,595

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ○職員給与費

令和7年度の予算給与費を基礎としてベースアップを考慮して計上しています。

#### ○動力費

令和6年度実績値1m<sup>3</sup>当たりの動力費×汚水処理量×物価上昇率で計上しています。

#### ○委託料

令和6年・7年度実績値の平均×物価上昇率にて計上しています。

#### ○企業債利息及び企業債償還金

直近の利率実績を勘案し、

機械設備 償還期間15年(据置期間5年含む)元利均等 利率1.800%

機械設備 償還期間20年(据置期間5年含む)元利均等 利率2.200%

管渠 償還期間30年(据置期間5年含む)元利均等 利率2.700%

で算定しています。

#### ○その他の項目

概ね直近2か年の平均値×物価上昇率により計上しています。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)の策定に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

##### ➤ 広域化・共同化に関する事項

現在、県を主体とする広域化の検討がなされていますが、具体的な方針は決まっていません。今後も県の動向を注視していきます

##### ➤ 投資の平準化に関する事項

公共下水道事業については、令和6年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、リスク評価や、長期的な改築需要の見通し等を踏まえ、優先順位の高いものから修繕・改築を実施していきます

漁業集落排水事業については、令和2年度に「漁業集落排水処理施設機能診断調査及び機能保全計画」を策定しました。今後はこの機能保全計画を踏まえて修繕・改築を実施していきます。将来の使用実態に見合う更新サイクルの設定と定期的な補修による重要設備の長寿命化対策を図り、計画的・段階的な投資を検討していきます。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

##### ➤ 使用料の見直しに関する事項

使用料については、供用開始以来改定を行っていません。また、本経営戦略では、使用料の値上げは見込んでいません。しかし、現状では収支ギャップを一般会計からの繰入れで補填しています。特に基準外の繰入れについては、これを減らすため適切な使用料金について検討を行います。令和11年度・令和16年度に料金改定に向けた検討を実施し、適切な使用料金について検討を行います。

また、コストの見直しによって、更なる費用削減に努めていきます。

##### ➤ 資産の有効活用による収入増加の取組に関する事項

現状では、運用に充てることのできる資産等がないため、取組予定はありません。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

##### ➤ 委託費に関する事項

汚水処理場の維持管理については、民間委託しています。今後は、その他の業務においても経費節減につながる委託業務があれば検討していく必要があります。

また、国土交通省は技術や財源の問題を抱える水道事業において、革新と効率化を実現するひとつの選択肢として「ウォーターPPP（Public-Private Partnership、公共と民間の連携による水道事業の運営）」を推進しています。さらに、令和9年度以降の国庫補助の支援要件となるため、同方式による効果や持続可能性を検討していく必要があります。

## 6. 経営改善に向けた取り組み

### ① 下水道使用料改定の必要性の検討

「経営戦略策定・改定ガイドライン」では、減価償却費や資産維持費等を見込んだ上で、原価計算を基にした使用料算定の必要性が示されています。そのため、原価計算表にて適正な使用料水準について検証しました。

検証の結果、現状の料金水準では、使用料対象経費に対する使用料の割合が100%を下回る見込みとなるため、将来的に料金改定が必要となる結果となりました。

### ② 収入増加及び支出削減のための具体的取組及び実施時期 (経費回収率向上に向けたロードマップ)

国土交通省では、令和2年度以降「少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップを策定すること」を社会資本整備総合交付金の交付要件としています。

下水道使用料の改定の必要性の検証結果を踏まえ、次のとおり「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を策定しました。

#### ➤ 収入増加のための取組

収入増加のための取組として、恒常的な滞納整理及び新規接続による使用料収入の向上を図ります。

また、5年に一度使用料の見直し検討を実施します。具体的には令和8年～17年の内、令和11年度と令和16年度に料金改定に向けた検討委員会(改定の要否の総合判断、改定期期、改定率等を検討)を設置して適切な料金収入を目指します。

#### ➤ 支出削減のための取組

支出削減のための取組として、維持管理費や投資・更新費用の合理化による支出削減を図ります。また、下水道事業においてDX導入が推進されており、AIやICTの活用

が注目されています。今後、本町においても DX 導入により維持管理コスト削減効果が高いと判断したシステムや設備等は導入検討していきます。

さらに、令和 17 年度には漁業集落排水事業の施設統合事業を実施予定であり、施設統合により維持管理費の更なる削減を目指します。

### 【経費回収率向上に向けたロードマップ】

年度	経費回収率の目標		支出削減のための取組	収入増加のための取組
	公共	漁集	投資・更新費用の合理化 維持管理費の削減	使用料の見直し
令和6年度 (実績)	86.88%	22.65%		
令和7年度 (見込)	87.1%	23.2%		
令和8年度	87.3%	23.8%	継続実施	
令和9年度	87.4%	24.3%	↓	
令和10年度	87.6%	24.9%	↓	
令和11年度	87.8%	25.4%	↓	下水道使用料改定検討
令和12年度	88.0%	26.0%	↓	↓
令和13年度	88.4%	26.8%	↓	改定(必要な場合)
令和14年度	88.8%	27.6%	↓	↓
令和15年度	89.2%	28.4%	↓	↓
令和16年度	89.6%	29.2%	↓	↓
令和17年度	90.0%	30.0%	漁集施設統合 (小引処理区を衣奈処理区へ統合)	下水道使用料改定検討

## 7. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要です。

見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクル（PCDA サイクル）を導入します。

（毎年度の進捗管理）

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認する。
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認する。

（5年毎の検証・見直し）

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画及び財源の内容の検証及び見直し
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定

